

令和6年度「大分県企業立地ガイド」ホームページ改修等委託業務
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1. 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度「大分県企業立地ガイド」ホームページ改修等委託業務
- (2) 履行期限 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 限度額 4,534,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

2. 参加資格

企画提案協議への参加は、次の各号の要件に該当するものとする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 大分県が発注するシステム開発業務の請負契約に係る競争入札及び物品購入等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（令和4年12月27日大分県告示第519号）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 受託する業務に関するノウハウを有し、必要な経験を有する専任の担当者を配置することが可能な者であること。また、企業立地推進課との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
- (4) 令和元年以降に、提案しようとしている内容について、国又は地方公共団体等（国及び地方公共団体に係る独立行政法人含む）が発注したWebサイト構築業務の実績（2件以上）を有している者であること。
- (5) 大分県内に事業拠点を有する者であること。
- (6) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの

- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案審査への応募手続及び提出書類等

(1) 提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 企画提案書（様式3）
- ④ （様式3）の添付書類：企画内容プレゼン資料（様式任意、A4 サイズ、10 ページ以内）
※上記③、④について、第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続きを適切に行うこと
- ⑤ 事業費積算書（様式任意）
- ⑥ 大分県が発注するシステム開発業務の請負契約に係る競争入札又は物品購入等に係る競争入札の資格審査認定通知書の写し（有効期間内のものに限る）
- ⑦ 2. 参加資格（4）に係る実績を証する書類（様式任意）

(2) 提出期限・提出方法・必要部数

- ①～② 令和6年6月7日（金）午後5時（必着）・Eメール
・①～②は各1部
なお、到着の有無を電話にて確認すること
- ③～⑦ 令和6年6月21日（金）午後5時（必着）・直接持参または郵送（書留）
・③～⑤は各8部・⑥～⑦は各1部
なお、郵送（書留）の場合は、到着の有無を電話にて確認すること
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること

(3) 提出先

〒870-8501
大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県商工観光労働部 企業立地推進課 企業誘致班
Eメール a14260@pref.oita.lg.jp
電話 097-506-3246

(4) その他

- ① 企画提案競技参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式4）」をEメールにて提出すること。
- ② 企画内容のプレゼンに際して、モニター等を用いて提案書の表現を補足することができる。

モニター、HDMIケーブルは当方で用意する。

4. 審査

(1) 審査方法

- ① 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。
- ② 提出された書類を使用し、応募者によるプレゼンテーション審査を実施する。
審査は別紙1「審査基準」に基づき審査する。1社につき、持ち時間15分とする。
- ③ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。
- ④ 審査員4人総計400点中、201点を最低ラインの目安とし、これを下回る場合は審査員間で協議する。

(2) 審査基準 別紙1「審査基準」のとおり。

(3) 審査結果 審査結果は企画提案者にメール等で通知する。

5. 質疑応答

- (1) 質問方法 質問票(様式5)に質問を簡潔に記載のうえ、「8. 問合せ先」にEメールで提出
なお、到着の有無を電話にて確認すること
- (2) 受付期限 令和6年5月24日(金)午後5時まで
- (3) 回答方法 令和6年5月31日(金)午後5時までに県庁ホームページに掲載する

6. 企画提案競技に係るスケジュール

令和6年5月24日(金)午後5時	質問受付期限
6月7日(金)午後5時	参加申込書提出期限
6月21日(金)午後5時	企画提案書等の提出期限
7月1日(月)	審査会(予定)
7月5日(金)	審査結果通知(予定)

7. 留意事項

- (1) 委託先に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 企画書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。また、採択された企画提案書の著作権は県に帰属することとする。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業

者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

- (5) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (6) 事業を実施する際、全部または設計・制作の主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

8. 問合せ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 企業立地推進課 企業誘致班

Eメール a14260@pref.oita.lg.jp

電話 097-506-3246